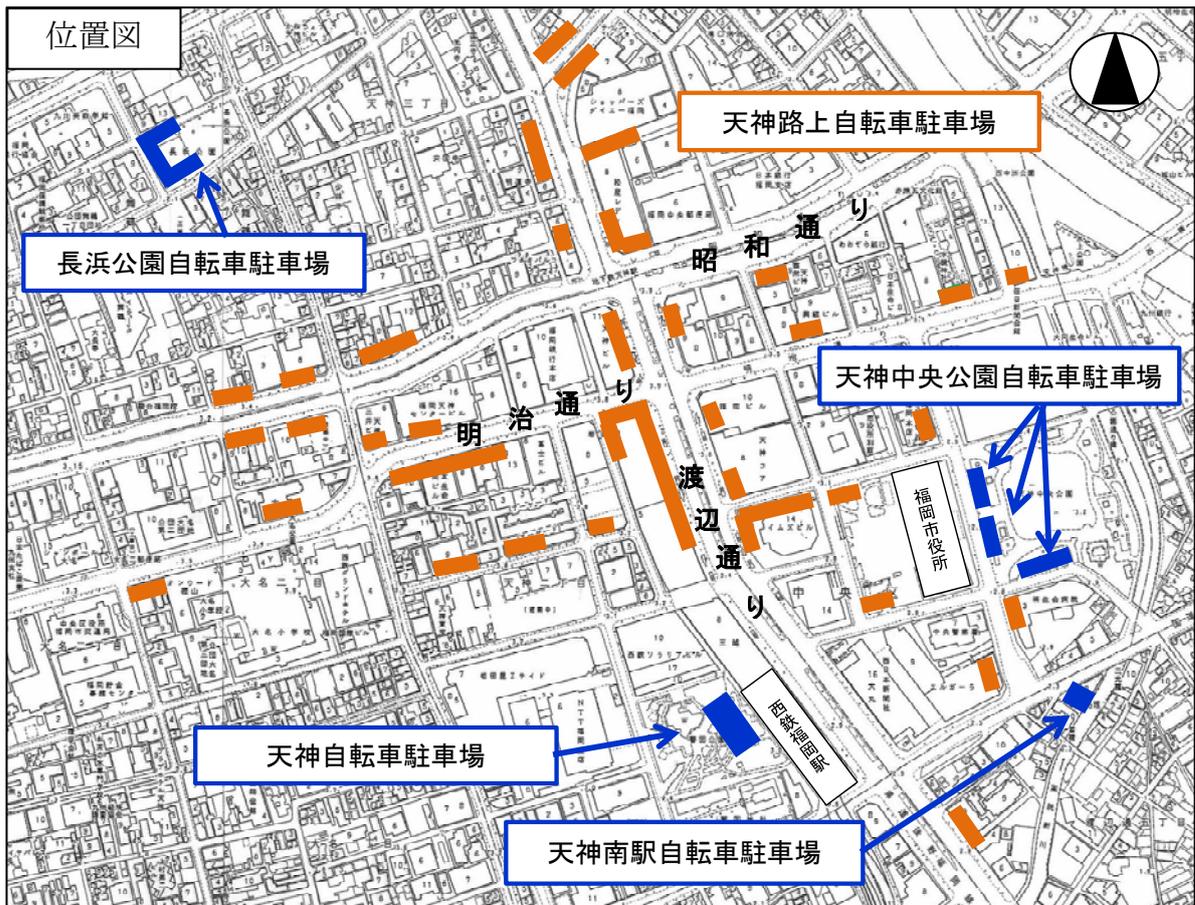


9 中央区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について
 (天神地区のものに限り、きらめき通り自転車駐車場を除く。)

(1) 議案の内容

① 指定管理者に管理を行わせる公の施設

施設名称	所在地	収容台数	構造等
天神自転車駐車場	中央区天神二丁目	1,502 台	地下2層
天神中央公園自転車駐車場	中央区天神一丁目	406 台	平面
天神南駅自転車駐車場	中央区渡辺通五丁目	68 台	平面
天神路上自転車駐車場	中央区渡辺通五丁目， 天神一丁目，天神二丁目， 天神三丁目，天神四丁目， 天神五丁目，大名二丁目及び舞鶴一丁目	1,878 台	平面 (路上)
長浜公園自転車駐車場	中央区舞鶴一丁目	72 台	平面
計		3,926 台	



② 指定管理者に指定する者

北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号

特定非営利活動法人 タウンモービルネットワーク北九州

③ 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(2) 選定について

① 指定管理料の上限額

平成28年度 68,585千円(税込)

② 応募者

特定非営利活動法人 タウンモービルネットワーク北九州

③ 選定委員の評価

審査項目	配点	指定管理候補者	—
		特定非営利活動法人 タウンモービル ネットワーク北九州	
	提案額 (千円)	65,000	
1 指定管理者としての基本姿勢	25	16	
2 団体の活動実績 経営状況	75	65	
3	施設の効用の発揮	204.5	
	経済性	45	
4 その他	100	46	
合計	650	376.5	

主な意見等

- ・高齢者や障がい者などの優先利用スペースの確保等、利用者の立場に立ったサービスが期待できる。
- ・地域のまちづくり団体や大学・専門学校等と連携した放置自転車対策に関する取組みが期待できる。

④ 選定結果

選定委員の評価結果及び意見などを踏まえ、自転車駐車場を含む公共施設の管理業務(北九州市, 下関市)の実績を有していることに加え、地域の団体等と連携した積極的な放置自転車対策への取組みが期待されることから、特定非営利活動法人タウンモービルネットワーク北九州を指定管理候補者とする。

10 西区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

(1) 議案の内容

① 指定管理者に管理を行わせる公の施設

施設名称	所在地	収容台数	構造等
今宿駅西自転車駐車場	西区今宿一丁目	1,352台	鉄骨2層
九大学研都市駅西自転車駐車場	西区北原一丁目	769台	鉄骨2層
九大学研都市駅東自転車駐車場	西区西都一丁目	550台	平面
周船寺駅前自転車駐車場	西区周船寺二丁目	1,147台	鉄骨3層
姪浜駅高架下東自転車駐車場	西区姪の浜四丁目	653台	平面
姪浜駅高架下西自転車駐車場	西区姪の浜五丁目	2,593台	鉄骨2層
計		7,064台	



② 指定管理者に指定する者

福岡市博多区千代一丁目21番16号

公益社団法人 福岡市シルバー人材センター

③ 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(2) 選定について

① 指定管理料の上限額

平成28年度 114,900千円(税込)

② 応募者

・公益社団法人 福岡市シルバー人材センター

・サイカ共同事業体

(代表団体：サイカパーキング株式会社)

(構成団体：福岡サイカパーキング株式会社)

・テルウェル西日本株式会社

③ 選定委員の評価

審査項目	配点	指定管理候補者	次点	-
		公益社団法人 福岡市シルバー 人材センター	サイカ 共同事業体	A社
	提案額 (千円)	104,601	97,666	113,750
1 指定管理者としての基本姿勢	25	20	18	13
2 団体の活動実績 経営状況	75	75	75	65
3 施設の効用の 発揮	325	267	223.5	176
	経済性	125	75	125
4 その他	100	85	76	43
合計	650	522	517.5	307
主な意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車料金未納等の不適切事案について、再発防止策の確実な実行が必要。 ・ 高齢者、障がい者、チャイルドシート付自転車などの入出庫の際、必要に応じて介添を行うなど、利用者の立場に立ったサービスが評価できる。 ・ 苦情やトラブル発生時、地区センターや本部と連携した組織的かつ迅速な対応が期待できる。 ・ これまでの管理業務の経験を活かし、繁忙時の人員配置や自転車駐車場の状況に応じた利用率向上への取組みなど、施設の実情を踏まえた提案が評価できる。 				

④ 選定結果

選定委員の評価結果及び意見などを踏まえ、不適切事案に関する再発防止策の確実な実行を注視する必要があるが、これまでの自転車駐車場の管理業務の実績を活かした施設の実情に沿った提案がなされるなど、利用者の立場に立ったサービスの提供及び安全・安心な管理運営が期待できることから、公益社団法人福岡市シルバー人材センターを指定管理候補者とする。

1. 団体概要

○東区・博多区（博多駅地区及び中洲川端地区のものを除く。）・中央区（天神地区のものを除く。）・西区内設置の自転車駐車場

団体名	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
代表者	中島 紹男
所在地	福岡市博多区千代一丁目21番16号
設立	昭和58年6月25日
資本金	—
事業内容	・駐輪場 ・駐車場管理業務 ・屋内外の軽作業

○博多区内設置の自転車駐車場（博多駅地区のものに限る。）

団体名	JR九州レンタカー&パーキング株式会社
代表者	福島 和彦
所在地	福岡市博多区住吉三丁目1番1号富士フィルム福岡ビル9F
設立	昭和46年4月1日
資本金	2千万円
事業内容	・貸自動車業 ・駐車場の経営, 管理運営

○博多区内設置の自転車駐車場（中洲川端地区のものに限る。）

団体名	博多リバレイン管理株式会社
代表者	立石 満
所在地	福岡市博多区下川端町3番1号リバーサイト9階
設立	平成9年6月4日
資本金	1億円
事業内容	・ビルの管理業務 ・駐車場運営管理

○中央区設置の自転車駐車場（天神地区のものに限り、きらめき通り自転車駐車場を除く。）

団体名	特定非営利活動法人 タウンモービルネットワーク北九州
代表者	植木 和宏
所在地	北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号
設立	平成15年3月31日
事業内容	・駐輪場の管理運営 ・放置自転車対策の啓発事業

2. 参考条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

福岡市自転車駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の候補者の選定）

第15条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

3. 自転車駐車場利用に係る不適切事案に対する取組状況

（1）福岡市シルバー人材センター

①組織強化（H28.4 組織改正予定）

- ・会員主導の組織運営から会員とシルバー人材センター本部の共同運営に移行
- ・3つの地区センターを新設し、常勤の所長及び公共担当の業務職員を配置
- ・7つの出張所の基幹的業務を地区センターに集約し、会員の指導と監督体制を強化

②コンプライアンス推進担当の設置（H27.9 組織改正済み）

- ・本部にコンプライアンス推進担当を設置し、研修や現場指導を実施
- ・業務違反やマナー違反を行わないよう、会員から宣誓書を徴取

③指定管理業務の監督強化

- ・地区センター新設までの間は、本部職員による現場巡回による指導（地区センター新設後は、センター職員により実施）
- ・駐輪場のリーダーが、管理員の出勤状況や通勤手段、使用済の駐車券や回数券を確認
- ・確認資料を毎日本部に送付し、組織として確実なチェックを実施

（2）JR九州レンタカー&パーキング株式会社

- ・駐輪場の所長を責任者として、従業員の通勤手段を確認し、駐輪場を利用する場合は、使用済の駐車券や回数券を確認
- ・本店及び支店による定期的な内部調査の実施
- ・コンプライアンス推進のための研修実施
- ・違反行為があった場合は、速やかに市に報告し、該当従業員に対して厳重な処分を行う

議案第 292 号

市道路線の認定について

上記の議案を提出する。
平成 27 年 12 月 14 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

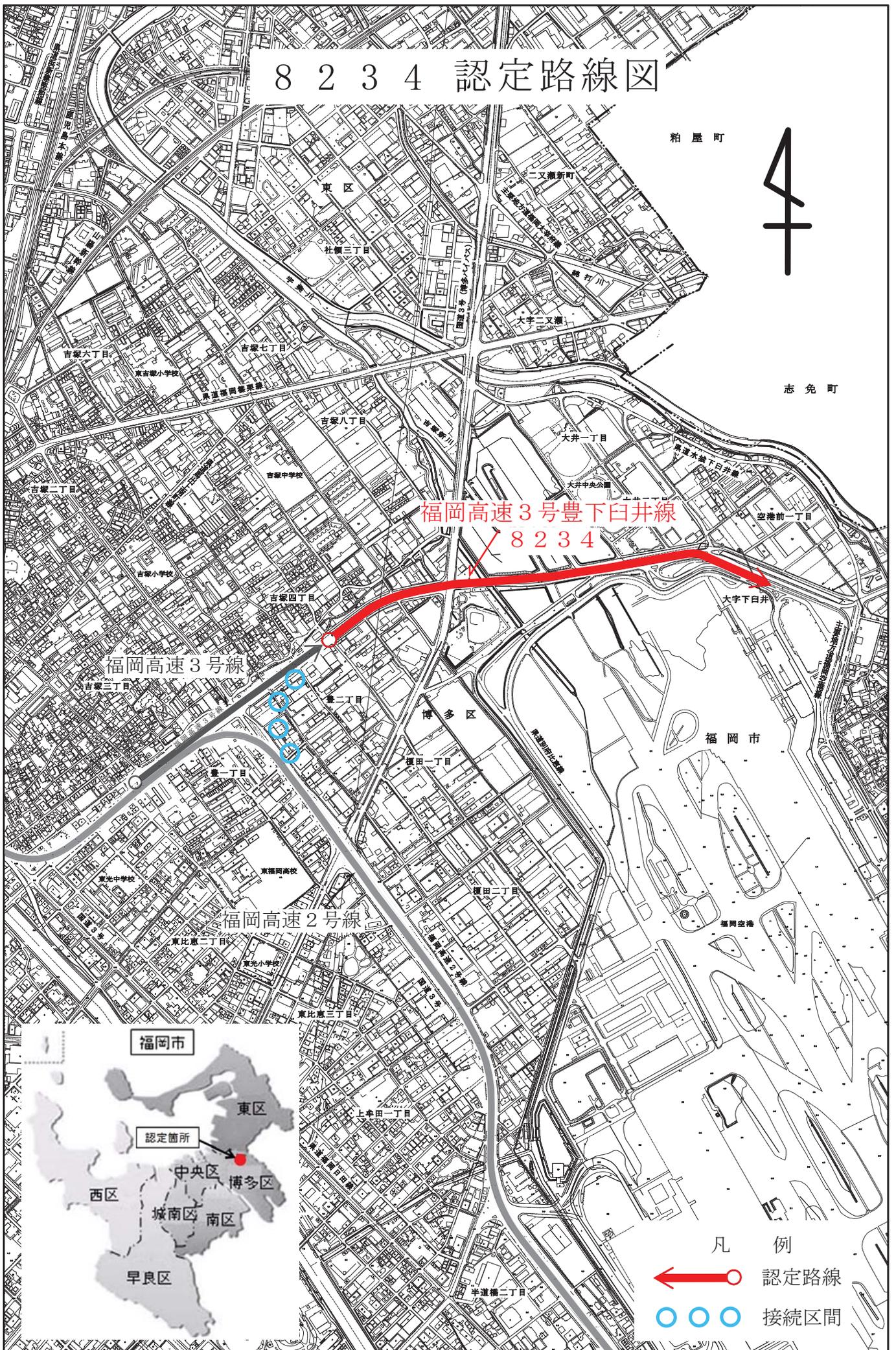
本件は、都市高速道路の新設に伴い市道路線を認定する必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道路線の認定について

次のように市道路線を認定する。

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
8234	福岡高速 3 号豊下臼 井線	博多区豊二丁目から	
		同 大字下臼井まで	

8 2 3 4 認定路線図



- 凡 例
-  認定路線
 -  接続区間

議案第301号

県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、県道の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	286,000円

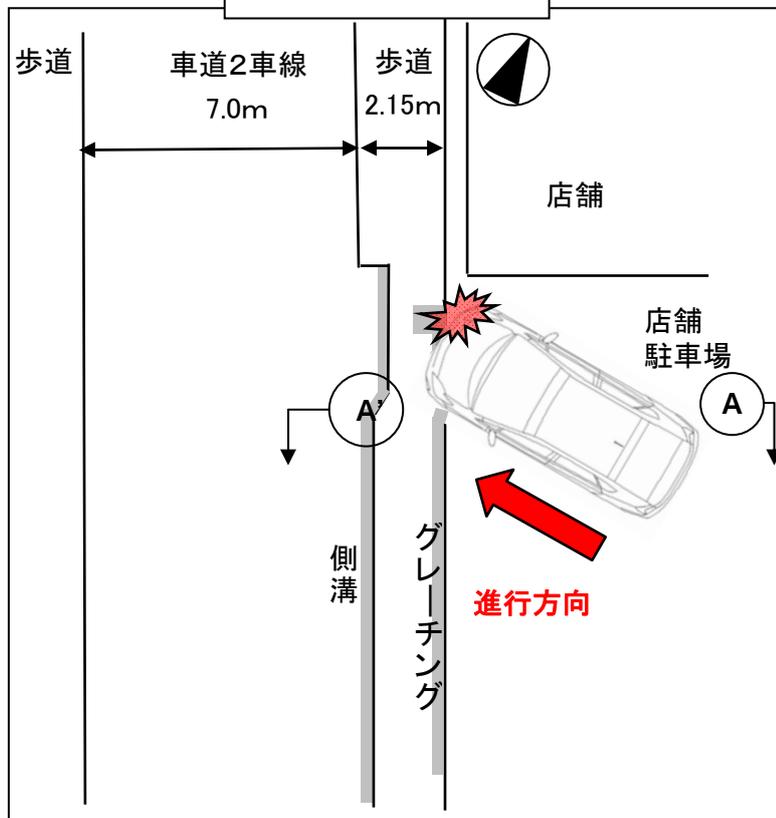
2 事件の概要

平成26年12月23日午前11時頃、相手方〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内南区西長住三丁目4番18号所在の店舗の駐車場から前面の県道に出ようとした際、当該県道の側溝のグレーチング蓋が変形して浮き上がっていたため、当該車両の通過により跳ね上がったグレーチング蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

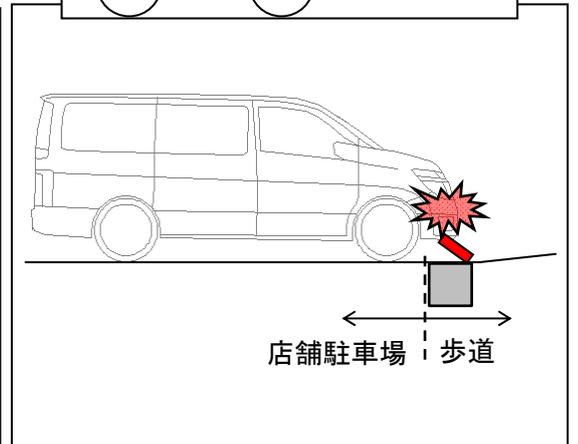
位置図



平面図

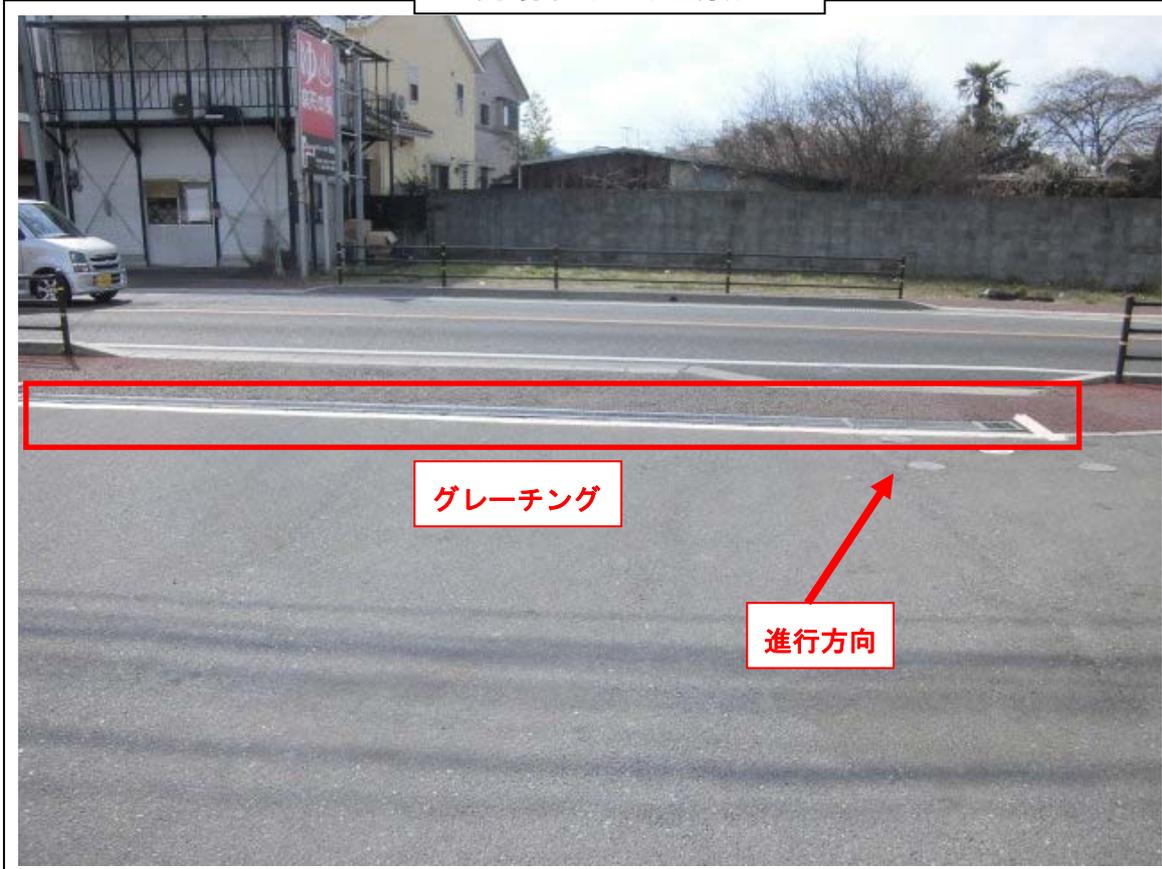


A - A' 断面図



人的損害	0円
物的損害	286,000円
損害額計	286,000円
市の過失割合	10割
損害賠償額	286,000円

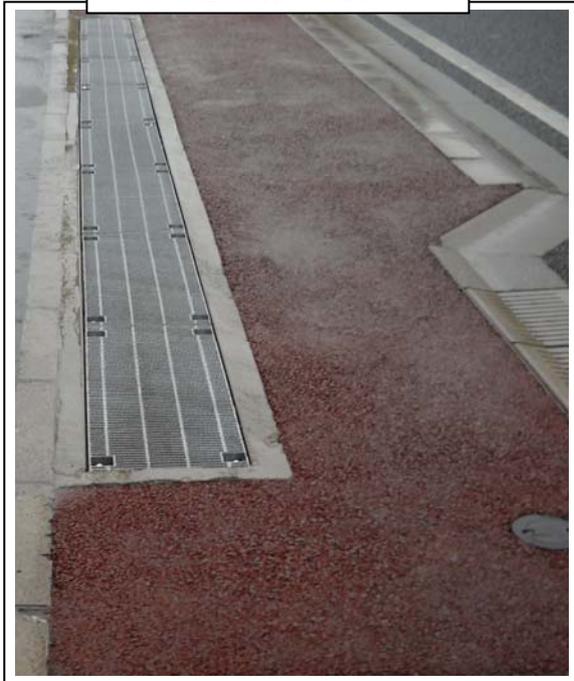
現場状況（遠景）



現場状況（近景）



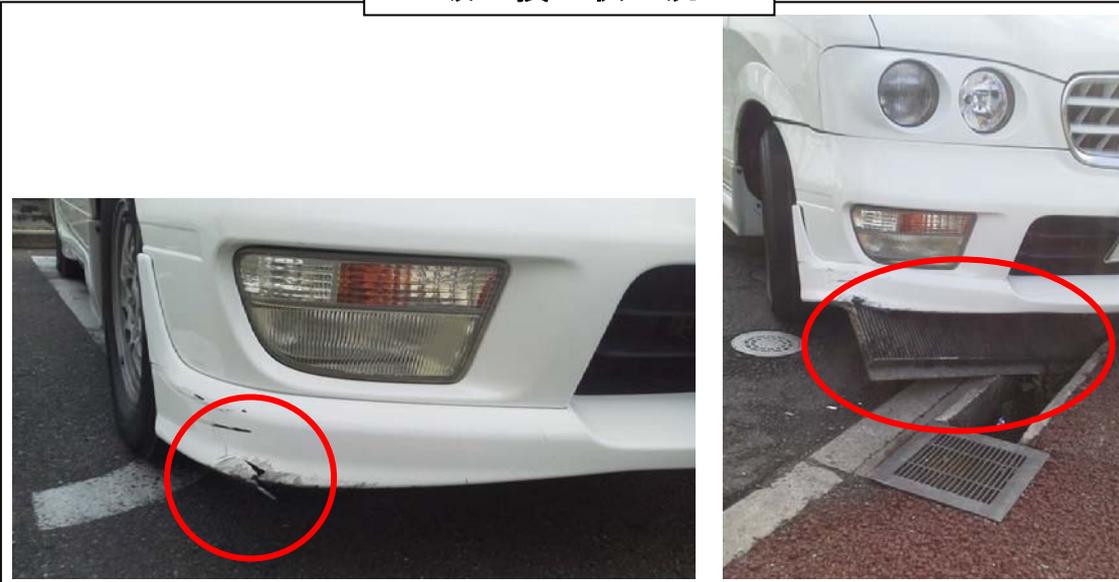
補修後



車 両 全 景



破 損 状 況



議案第302号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	352,682円

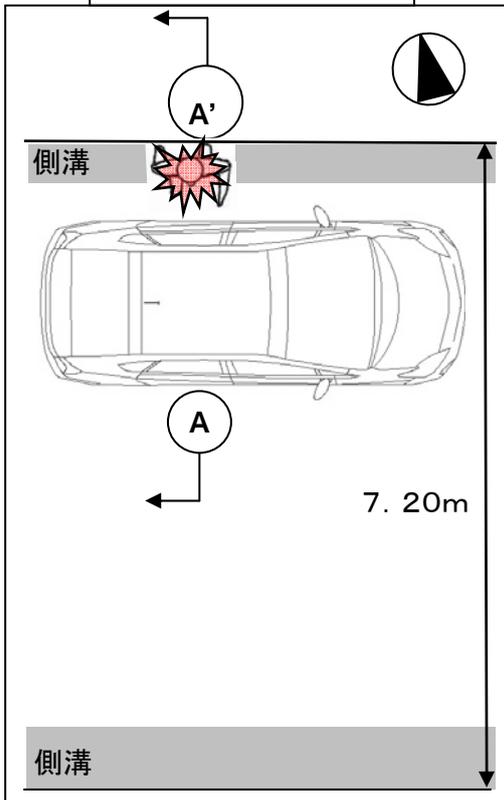
2 事件の概要

平成27年4月1日午後5時30分頃、相手方〇〇〇〇氏が、市内城南区樋井川六丁目9番11号付近の市道の側溝蓋の上に立っていたところ、当該側溝の蓋受け部分の幅がわずかであったため、当該蓋が突然落ち込んで同人が両足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。

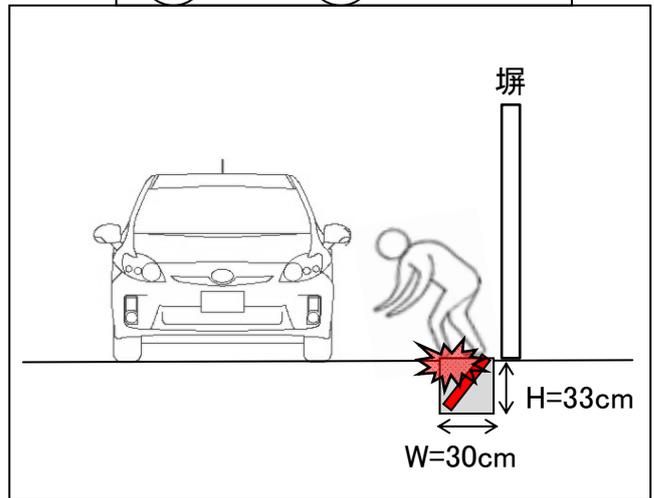
位置図



平面図



A - A' 断面図



人的損害	352,682 円
物的損害	0 円
損害額計	352,682 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	352,682 円

現場状況（遠景）



現場状況（近景）



補修後の状態

